

○総務省訓令第 号

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

信書便事業における許認可に係る標準処理期間の一部を改正する訓令

信書便事業における許認可に係る標準処理期間（平成 27 年総務省訓令第 42 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
別表				別表			
許認可の 種類	法令名	根拠条 項	標準処理 期間	許認可の 種類	法令名	根拠条 項	標準処理 期間
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
法人の解 散の認可	民間事 業者に よる信 書の送 達に関 する法 律（平 成 14	第 15 条第 2 項	0.5 ～ 1 か月	法人の解 散の認可	民間事 業者に よる信 書の送 達に関 する法 律（平 成 14	第 15 条第 2 項	0.5 ～ 1 か月
<u>定形信書 便物の料 金の上 限の認 可</u>	年法律 第 99 号)	<u>第 16 条第 3 項</u>	<u>2 ～ 5 か 月</u>	[新設]	書を送 達に関 する法 律（平 成 14	[新設]	[新設]
信書便約 款の認 可・変更 の認可	年法律 第 99 号)	第 17 条第 1 項	1 ～ 2 か 月	信書便約 款の認 可・変更 の認可	年法律 第 99 号)	第 17 条第 1 項	1 ～ 2 か 月
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この訓令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 42 号）の施行の日（令和 8 年 月 日）から施行する。